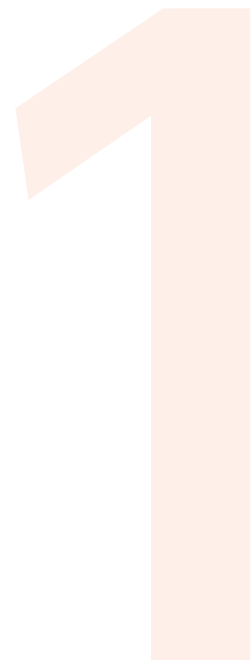


# 第1章

## 第2期札幌市教育振興基本計画の策定について

- 1 計画の策定について
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の対象範囲
- 4 計画の構成と計画期間



# 第1章 第2期札幌市教育振興基本計画の策定について

## 1 計画の策定について

札幌市では、平成26年(2014年)3月に「札幌市教育振興基本計画」を策定し、市民一人一人が生涯にわたって学び続け、時代の変化に対応できるよう、発達の各段階の「縦」の接続をより円滑に行って学びに連続性をもたせるとともに、学校、地域社会、企業や大学などの「横」の連携を強化し、市民ぐるみで支え合う体制をつくることが重要として、幼児期から生涯を通じて一貫した教育理念に基づき、3つの基本的方向性を掲げ、教育行政を進めてきました。

この間、「生きる力」を育むための教育活動を推進するとともに、札幌開成中等教育学校や札幌みなみの杜高等支援学校、公立夜間中学である星友館中学校の開校、えほん図書館、図書・情報館の開館といった教育環境の充実に注力してきました。また、園や学校、家庭・地域の連携・協働を強化する取組を推進するなど、多様な教育施策を展開してきました。

一方、令和2年(2020年)2月からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、日常生活が大きく変わる事態をもたらしました。学校は長期間の休業を余儀なくされ、学校再開後も感染症対策のために制限された学校生活が続ぎ、子どもたちが密にならない対策を講じた取組が行われました。感染症拡大当初は、ICT<sup>1</sup>の活用が十分といえるものではありませんでしたが、GIGAスクール構想<sup>2</sup>により1人1台端末が整備され、これを契機として、遠隔・オンライン教育が進展するほか、デジタル機器の機能が活用され、一斉学習や個別学習、協働学習など様々な場面で、ICTを活用した、リアルとデジタルを融合した学びが充実するなど、学校教育における学びに変容をもたらしました。また、少子化・人口減少などの社会課題や、グローバル化の急速な進展など国際情勢が目まぐるしく変化する中、これからの社会を展望する上で、教育の果たす役割はますます重要となってきています。

そうした背景があるなか、「札幌市教育振興基本計画」の期間終了を踏まえ、これまでの取組を振り返り、令和6年度(2024年度)からの10年間の札幌市の教育における基本理念や目指すべき教育の方向性を示し、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目的として、新たに「第2期札幌市教育振興基本計画」を策定しました。

## 2 計画の位置付け

### (1) 法的な位置付け

教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための基本的計画」として策定します。

1 ICT：Information and Communication Technology の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。

2 GIGA スクール構想：1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現することを目指した構想。

なお、国では、同法第17条第1項に基づき、今後の教育施策の方向性を示す「第4期教育振興基本計画」(計画期間:令和5～9年度(2023～2027年度))が令和5年(2023年度)6月に閣議決定されました。

### 【教育基本法(抜粋)】

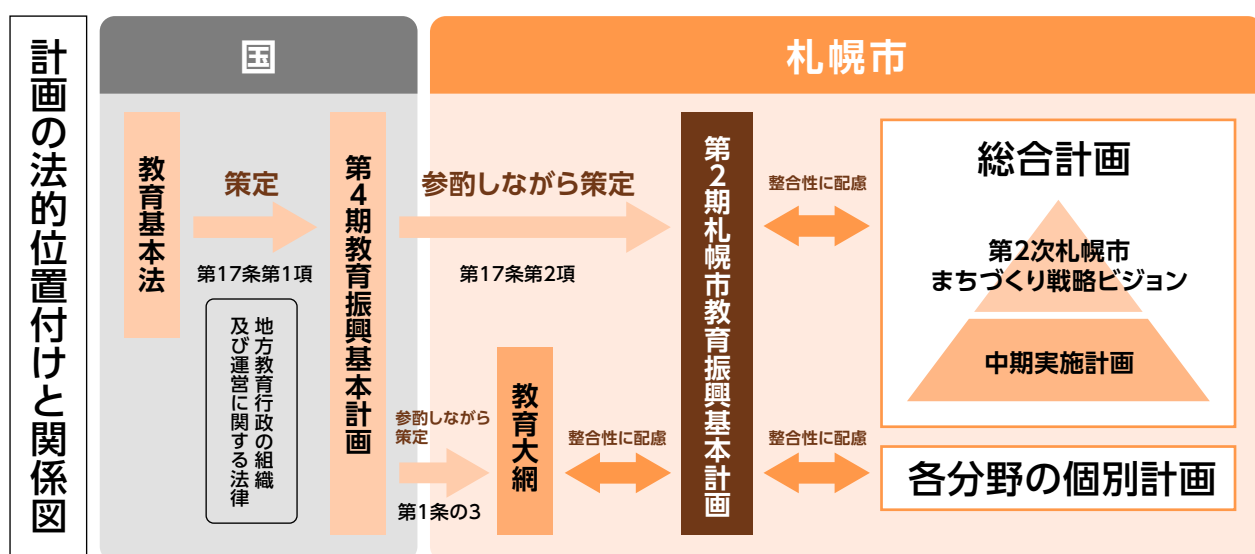
第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## (2) 札幌市の各種計画との関係

札幌市では、札幌市自治基本条例第17条の規定に基づき、「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」(計画期間:令和4～13年度(2022～2031年度))を策定しています。令和4年(2022年)に市制施行100周年を迎えた札幌市における次の新たな100年の礎となる今後10年のまちづくりの基本的な指針となるものであり、札幌市のまちづくりの計画体系では最上位に位置づけられる「総合計画」です。また、「子どもたちが希望を抱き健やかに育つ街」さっぽろを目指して、教育の振興に関する施策を総合的に推進するため、「育む さっぽろっ子 教育の大綱」を策定しています。

本計画は、これらの「総合計画<sup>3</sup>」「教育大綱<sup>4</sup>」のほか、関連する各分野の個別計画<sup>5</sup>との整合性に配慮しています。



3 総合計画：札幌市自治基本条例第17条に基づき策定する、総合的かつ計画的な行政運営を図るための計画。

4 教育大綱：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、地方公共団体の長が、長と教育委員会で構成する総合教育会議で協議し、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針などを定めるもの。

5 個別計画：総合計画の方向性に沿って策定する、子ども、福祉、スポーツなど各分野における計画。

### 3 計画の対象範囲

本計画は、本市の教育行政に係る基本的な計画であり、教育委員会の所管する市立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校(以下「園・学校」という。)の学校教育及び幼児から高齢者までの生涯学習の全般を対象範囲としています。

なお、本文中、特に明記しない限り、「小学校」には「義務教育学校前期課程」を、「中学校」には「義務教育学校後期課程」と「中等教育学校前期課程」を、「高等学校」には「中等教育学校後期課程」を含みます。

### 4 計画の構成と計画期間

本計画は、札幌市の教育の今後10年間を見据えた基本理念等を示す「第2期札幌市教育ビジョン」と、5年間で取り組む教育施策を示す「第2期札幌市教育アクションプラン(前期・後期)」で構成しています。令和11年度以降については、「第2期札幌市教育アクションプラン(前期)」の成果や課題を検証するとともに、社会経済情勢や国における教育政策の動向等を踏まえて、新たに推進すべき教育施策について検討を行い「第2期札幌市教育アクションプラン(後期)」として改めて策定する予定です。

なお、「第2期札幌市教育アクションプラン(後期)」の策定時において、「第2期札幌市教育ビジョン」についても点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行います。また、本計画の計画期間中においても、新たに対応すべき教育課題が生じた場合には、計画の見直しを行っていくものとしします。

# 本計画の構成

## 第1章 第2期札幌市教育振興基本計画の策定について

計画策定の背景・趣旨等、策定に当たっての基本的な考え方を示しています。

## 第2章 教育を取り巻く現状と課題

教育を取り巻く社会経済情勢、国における教育目標・教育政策の動向及び札幌市の教育施策の成果と課題を分析・考察しています。

## 第3章 第2期札幌市教育ビジョン

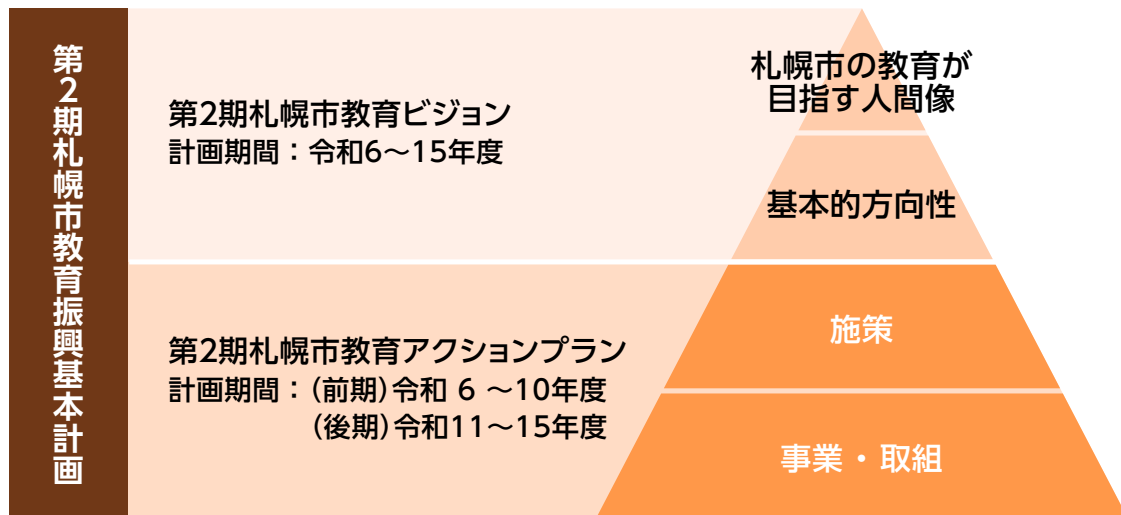
前章を踏まえ、札幌市が目指す人間像と、その人間像を実現するために必要な力、教育施策の基本的方向性を明らかにしています。

## 第4章 第2期札幌市教育アクションプラン(前期)

第2期札幌市教育ビジョンで示した人間像、その人間像を実現するために必要な力、基本的方向性に沿って、前期5年間で具体的に取り組む、「施策」及び「事業・取組」を示しています。

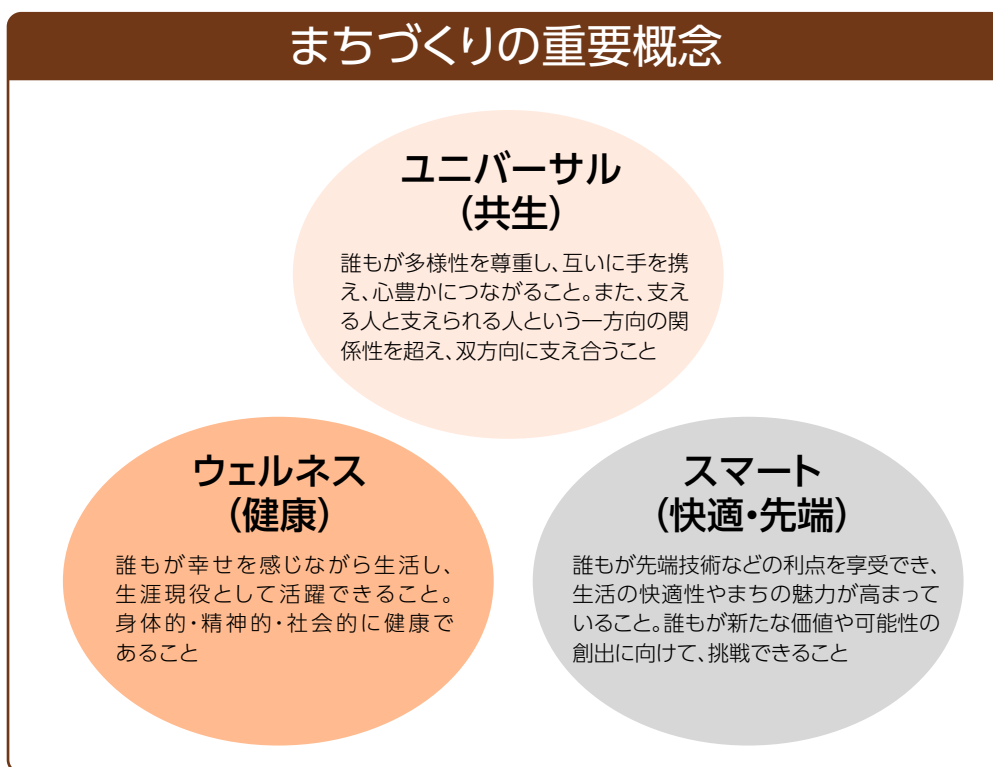
## 第5章 計画の推進と進行管理

計画を実行性のあるものとするための推進体制と、進行管理の方法を示しています。



## 札幌市の総合計画との関連

札幌市の総合計画である第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンでは、目指すべき都市像として『ひと』『ゆき』『みどり』の織りなす輝きが、豊かな暮らしと新たな価値を創る、持続可能な世界都市・さっぽろ」を掲げ、この都市像の実現に向けて、まちづくりを進めていく上での3つの重要な概念を定めています。



それぞれの概念における教育に関する事業・取組として、ユニバーサル(共生)では、子どもの多様性を尊重した学びを実践していくことや、多様な教育的ニーズへの対応等が挙げられます。また、ウェルネス(健康)では、子どもの健康への意欲や関心を引き出すため、子どもの運動機会・習慣づくりや食育の推進、人生100年時代<sup>6</sup>に対応した学びと社会参加の促進等が挙げられ、スマート(快適・先端)では、ICT 機器等の効果的な活用により質の高い教育を推進することや校務の情報化による効果的な学校運営等が挙げられます。

<sup>6</sup> 人生100年時代：ロンドン・ビジネス・スクール教授であるリンダ・グラットン氏が著書「LIFE SHIFT-100年時代の人生戦略」(2016)で提唱した言葉。寿命の長寿化により、先進国の平成19年(2007年)生まれの2人に1人が103歳まで生きる時代が到来するとし、100年間生きることを前提とした人生設計の必要性を論じたもの。